特定非営利活動法人 JFC ネットワーク Citizen's Network for Japanese-Filipino children

2022 年度活動報告書

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク

(Citizen's Network for Japanese-Filipino children)

【東京事務所】

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-16-2 西新宿ハイホーム 206

TEL / FAX: 050-3328-0143 E-mail: jfcnet@jca.apc.org ホームページ(日本語): http://www.jca.apc.org/jfcnet

Facebook: jfcnet tokyo

【目次】

第1	特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは・・・・・・・・・・・・4-5
1.	設立
2.	法人取得
3.	設立目的
4.	東京事務所
5.	フィリピン協力団体
	(1) マリガヤハウス/Maligaya House,
	(2) RGS-COW/Religious of the Good Shepherd- Center for Overseas
6.	ケース受任協力弁護士
	(1)日本弁護士連合会の「外国人に対する法律扶助制度」の利用
	(2) 父親の住所地調査
第2	2022 年度の事業の概要
1.	東京事務所の事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・6-20
(1)	法的・行政手続支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-10
	① JFC に対する法的・行政手続支援
	② 省庁交渉への参加
	③ DNA 鑑定協力企業との提携
	④ ケースの打切・解決の処理
(2)	生活・教育支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-10
	①JFC 奨学金基金
	②JFC サポートファンド
	③JFC 母子向けプログラム
	④子どもサポートプログラム
	a. 父親再会(初会)サポート
	b. KAPATIRAN 奨学金申請サポート
(3))普及啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10-13
	① ニュースレター「MALIGAYA」の発行
	② イベント・勉強会などへの参加
	③ スタディツアー
	④ 河野尚子さんを偲ぶ会の開催
	⑤ "Made in Japan"日本語翻訳プロジェクト「父の国・母の国をめぐる旅」
	⑥ クラウドファンディング "Music for People Project-JFC のストーリーを音楽で伝える"
	⑦ メディア掲載
(4))その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	② インターンおよびボランティアの受け入れ
(5))ファンドレイジング・・・・・・・・13-14
	①ファンドレイザーとの契約
	②SNS の活用
	③データ管理

④クレジット決済の利用

2.	フィリピン現地協力団体・・・・・・・・・・・・・・・・・15-16
(1)	Maligaya House(マリガヤハウス)
(2)	RGS-COW (Religious of the Good Shepherd for Overseas)
第3	3 東京事務所における JFC に対する法的支援事業の概要・・・・・・・・・・・17-36
1.	ケース対応の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・17
2.	受理・処理の状況 (表 1~4) ・・・・・・・・・・・・・・18-21
3.	婚姻手続 (表 5~9) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22-24
4.	国籍取得 (表 10~17)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25-31
(1)	概要・・・・・・ 25-26
(2)	認知による国籍取得(国籍法3条)・・・・・・・・・・・・27-28
(3)	準正による国籍取得(国籍法3条1項)・・・・・・・・・ 29
(4)	国籍再取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30-31
5.	認知 (表 18、表 19、図 5) ・・・・・・・・・・・・・・ 32-33
	養育費請求 (表 20~23) ・・・・・・・・・・・・・・・34
7.	在留特別許可 (表 24、表 25) ・・・・・・・・・・・・・・・35
8.	訴訟ケース (表 26) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは

1 設立

1994年5月に設立された。初代代表は松井やより氏。

2 法人格取得

2006年3月に東京都より認証を受け、法人格を取得した。

3 設立目的

1980年代から日本へ働きに来るフィリピン人女性の増加に伴い、日本人男性との出会いが増え、両者の恋愛・結婚、そして両者間に生まれる子どもたちが増加した。幸せな家族を築いている日比家族も増えているが、中には日本人の父親に養育放棄されるなどのために、精神的・経済的に苦しい生活を余儀なくされている子どもたちも多い。こうした子どもたちとその母親の人権を守る活動をする目的で設立した市民団体である。

4 東京事務所

東京事務所では、日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちのうち、様々な理由により、父親からの連絡が途絶え、養育を受けられなくなった子どもたちおよびその母親に対する法的支援(養育費や認知の請求、親権者指定<変更>)および行政手続支援(国籍<再>取得、フィリピン法で成立した婚姻の日本への報告的届出、在留特別許可申請など)を中心に活動を行っている。なお、2022年12月末実現在、母子がフィリピンに在住する案件(在比ケース)が約72%を占め、日本に在住する案件(在日ケース)は28%である。

2022年度の理事及び事務局は以下の通りである。

<理事>

理事長 鈴木雅子

副理事長 山田壮夫(~2022年3月13日)、大森佐和(2022年3月14日~)

理事 近藤博徳、茂野光達、豊島眞、大森佐和(~2022年3月13日)

監事 毛受久

<事務局>

事務局長 /伊藤里枝子 (タガログ語通訳・ケースワーク)

事務局員 /古市智子(会計、社会福祉士)、市原誉子(翻訳、ケースワーク)、 (社会福祉士、翻訳、ケースワーク)

5 フィリピン協力団体

(1) マリガヤハウス (Maligaya House)

「特定非営利活動法人 JFC ネットワーク」の委託先フィリピン・マニラ事務所。1998 年 1 月 17 日設立。

(2) RGS-COW (Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)

ミンダナオ島・ダバオにある修道会の組織。海外出稼ぎ労働者の権利擁護の活動をしている。 2007年以降、RGS-COWで相談を受けたケースを扱っている。

2021 年 12 月末日現在、JFC ネットワークで扱う全ケースの約 72%は在比ケースであり、在 比ケースのうち、約 72%はマリガヤハウスで受けた相談、約 23%はミンダナオ島ダバオに ある RGS-COW(Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)で受けた相談で、その他は 別団体を通して受けた相談になる。マリガヤハウスおよび RGS-COW では直接に母子からの 相談を受け、母子への精神的・法律的なカウンセリングなども行う。

6 ケース受任協力弁護士

JFC 弁護団は 1993 年 4 月結成。父親との交渉が難航したなどの理由により、調停や裁判などの法的処置の必要な事件を依頼している。

現在は弁護団という形での活動はしていないが、法的処置の必要なケースを受任して頂いている弁護士は全国に約200名である。地方に在住する父親に対し法的手続を行うために、地方に事務所を構える協力弁護士の確保が喫緊の課題となっている(特に2004年4月の人事訴訟法施行後は在比ケースも東京家庭裁判所ではなく父親の住所地を管轄する家庭裁判所で手続を行うことが必要となったため)。

(1) 日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」の利用

在日ケースを弁護士に依頼する場合、ほとんどのクライアントは経済的に厳しい環境にあるため、日本司法支援センター(通称「法テラス」)の援助制度(以前は財団法人法律扶助協会の法律扶助制度)を多く利用している。また、在日ケースで母子が在留資格を有しない場合には日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用している。在比ケースでも、「外国人に対する法律援助制度」を利用して弁護士を雇い訴訟を行うことができるようになってきている。しかし、資金的な問題から養育費請求や差し押さえ請求、20歳以上の認知請求、遺産調査や相続、離婚請求等は扶助が認められないなどの制約を受け必ずしも順調とは言えない。

近年、20歳以上のユースからの相談が増えているため、日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用できるよう意見書を提出などした。2022年度は20歳以上の認知請求事件すべての援助が許可された。

ただし、2022 年度、フィリピン暮らす日本国籍ある JFC が父親に対しての養育費請求を希望し、弁護士が受任して日弁連の委託援助を申請したところ「日本国籍のある子であるため外国人に対する法律援助は利用不可能」という理由で申請が認められなかったケースがある。不服申立てをしたが結果は未だ出てない。

(2) 父親の住所地調査

クライアントから入手した父親の住所地情報で父親の住民票などが取れなかった場合、フィリピンの入国管理局において父親の渡航証明書を申請してもらい、父のパスポート番号が 判明した後、弁護士から外務省へ対し、本籍地の弁護士照会をして戴いている。

しかし、数年前から、過去に不正申請があったという理由で、本籍地紹介をしても、住所地しか開示されず、そのため、父が開示して戴いた住所地から既に転居して5年経過しているために、役所での保管期限が超過し、住民票が取れないケースがあったが、保管期間の見直しのため今後はそうしたケースは減少する見込みである。父の住所地が判明しなければ、父親に対しての裁判を起こせない。そのため、今後、外務省に対し、本籍地開示を求めていく必要がある。

また、近年、フィリピンの入国管理局も個人情報の保護のため、日本人の父親の渡航記録の開示請求が厳しくなっているため、父の住所地調査が今後難航する可能性がある。

第2 2022年度の事業の概要

1 東京事務所の事業の概要

2022年度の東京事務所の事業の概要は、以下の通りである。

- (1) 法的·行政手続支援事業
 - ① JFC に対する法的・行政手続支援

弁護士と連携した子どもの認知・養育費の支払い、離婚、離婚無効、親子関係不存在、子の引渡しなどを求める調停・訴訟、日本国籍所得および在留特別許可などを求める法的・行政手続支援活動を行っている。詳細は後記(第3)の通りである。

② 省庁交渉への参加

2022年11月7日(月)・8日(火)に(特活)移住者と連帯するネットワーク主催の省庁交渉が行われ、JFCネットワークは8日の「貧困・移住女性」の分野に参加し、「移住(外国人)女性・貧困政策に関する要請書」を各省庁大臣へ提出した。JFCに関する要請は以下の通りである。(※具体的な内容は JFC ネットワークのホームページに記載http://www.jfcnet.org/about/movement/#lobby)

◆移住(外国人)女性・貧困政策に関する要請書◆

- ●ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン(JFC) に関して
- (1)裁判所における通訳確保(最高裁判所)

家渉外事件の当事者である外国人に対して通訳の必要についての質問項目を設け、通訳確保が困難な場合に国庫負担による裁判所登録の通訳をつけて下さい。

- (2) 戸籍上の外国人の名前の表記、その他 (法務省、総務省、外務省)
- 1)日本国籍保持者と外国籍の人との婚姻や認知などの身分行為があった場合の戸籍への記載はカタカナ表記ではなく、パスポートに記載されている表記と同じアルファベット表記を併記して下さい。(法務省)
- 2) 在留カードの名前表記は住民票のそれと同一であるが、その表記の方法を本国で書かれている表記法か、または日本式に統一して下さい。たとえば、フィリピンの場合、ファーストネーム・ミドルネーム・ラストネームにすることが望ましいです。日本式に統一するなら、国によって統一し、フィリピンの場合には、名字にはミドルネーム・ラストネーム、名前にはファーストネームに統一して下さい。(総務省、法務省)
- 3) 出生、婚姻、認知などの記載事項証明書の保管期限は10年で破棄されてしまうが、人間の寿命100年ということを考え100年くらいはデータで保管して下さい。(法務省)
- 4)国籍法14条1項の猶予期間中に国籍選択を強要しないで下さい。また、パスポートの更新申請の際に国籍選択をパスポート発行の条件としないで下さい。(法務省、外務省)

③ DNA 鑑定協力企業との提携

父親に対する認知・養育費請求の前提として父子関係の証明が必要である。昨年度は、(㈱ローカス (東京都世田谷区) の協力を得て35件について低廉な価格でDNA鑑定を実施した。うち15件は、(㈱ローカスからの依頼で行った。鑑定の種類は、認知請求事件のための親子3人(4人)鑑定が31件、死後認知請求事件のために異母きょうだい鑑定が3件、フィリピン人母の協力が得られず父子鑑定が1件だった。父親がDNAを実施する場所は34件が日本国内の裁判所で実施した。1件は一般案件で裁判外での鑑定だった。母子がセブ、パラワン在住のケースがそれぞれ1件ずつあり、マリガヤハウスの鑑定採取協力者にセブとパラワンまで出張して頂いた。

<DNA 鑑定ケース受理地>

· — ·	
ケース受理地	数
MH	5
COW	6
東京	9
ローカス	15
合計	35

<DNA 鑑定種類>

種類	数
親子3人(4人)鑑定	31
異母きょうだい鑑定	3
父子鑑定	1
合計	35

<DNA 鑑定採取場所>

採取場所	子	母	父(側)
MH	12	10	0
COW	18	16	0
パラワン	1	1	0
セブ	1	1	0
日本	2	6	35
合計	35	34	35

<DNA 鑑定実施裁判所>

裁判所	34	札幌家庭裁判所(1)、青森家庭裁判所八戸支部(1)、福島家庭裁判所いわき支
裁判外	1	部(1)、新潟家庭裁判所小ヶ谷支部(1)、茨城家庭裁判所龍ヶ崎市部(1)、
		水戸家庭裁判所下妻市部(1)、東京家庭裁判所(2)、東京家庭裁判所多摩支部(2)、
		横浜家庭裁判所川崎支部(3)、横浜家庭裁判所相模原支部(2)、横浜家庭裁判
		所横須賀支部(1)さいたま家庭裁判所(2)、前橋家庭裁判所(2)、前橋家庭裁
		判所沼田支部(1)、前橋家庭裁判所太田支部(1)、名古屋家庭裁判所(1)、京都家
		庭裁判所(1)、大坂家庭裁判所(2)、奈良家庭裁判所(1)、滋賀・大津家庭裁判所
		彦根支部(1)、山口家庭裁判所(1)、和歌山家庭裁判所新宮支部(1)、鳥取
		家庭裁判所倉吉支部(1)、鹿児島家庭裁判所(1)、熊本家庭裁判所八代支部
		(1) 、高知家庭裁判所(1)

4ケースの打切・解決の処理

弁護士および事務局が、個々のケースの法的問題、打ち切りや解決ケースの決定などについて話し合った(3月、6月、9月、12月)。

(2) 生活教育支援事業

① JFC 奨学金基金

2000年10月に某テレビ番組でJFCの問題が取り上げられた際、取材を受けたあるJFCの子どもの学費を援助したいという問い合わせが殺到したことを契機に、JFCの子どもたちの教育支援のために「JFC 奨学金基金」を開設した。奨学生はマリガヤハウスで選考され、高校または大学卒業までの教育資金を支援する。JFC 奨学金基金の報告は季刊ニュースレター「マリガヤ」の中の『パグアサ(Pag-asa)』(タガログ語で'希望'の意)で紹介をしていた。

2022 年度はソロプチミスト旭川からの奨学生はなく、JFC ネットワークの奨学金基金からは高校生 2 名、大学生 1 名が支援を受けた。

		1		2		3		
学年		高校 12 年	高校 12 年生		生	大学1年生		
	(ペソ) /月額		年額		1,400		16,800	
	(円) /月額 年額		3,200	38,640	1,400	16,800	3,000	36,000

なお、2010年から約13年続いたJFC 奨学基金は2022年度を持って終了することとなった。 その理由は、2021年4月1日に日本人スタッフの河野尚子が急逝し、奨学生の見守りなどの対応を含めた奨学金基金の運営が難しくなったことにある。今後はJFC 奨学基金に代わり、JFC サポートファンドへ移行する。

②JFC サポートファンド

JFC ネットワークはマニラの事務所のマリガヤハウスとダバオの団体・RGS-COW を通じて法律相談を受け付けている。ほとんどのケースは認知や養育費請求の相談であり、東京事務所に書類が送られてきた後、弁護士がケースを受任後、弁護士さんが裁判所へ調停の申立や訴訟の提起を行う。ほとんどの母子は経済的に困窮しているため、弁護士費用を払うことができない。そのため、母子は、日本弁護士連合会の法律扶助を利用して、弁護士費用の負担なくケースを進めている。しかし、裁判をするために最低限必要な書類(母子の出生証明書や婚姻歴証明書、渡航記録、その他の証拠書類など)は本人が準備をする必要あるが、その書類の取り寄せに約12,000円がかかる。経済的に厳しいJFC母子が、これらの費用を準備するのは困難であることが多い。そのため、10件に1件くらいのケースが貧困のため書類を準備するお金を工面できずにケースが滞ってしまう状況にある。

経済的に苦しい母子がお金がないことで自身の権利請求を断念せざるを得ない状況をなんとかしたいと思い、「奨学金基金」に代わる基金として「JFC サポートファンド」として継続することにした。具体的に支援対象となるケースは以下のようなケースになる。

- ・母子家庭で、母が無職または低所得で他の家族や親族からの経済的な支援も得られず、経済的 に困窮しており、裁判に必要な書類が準備できない場合の書類取寄せ費用負担。
- ・日本人の父だけでなく、母にも遺棄され、祖父母や親戚に預けられているが、祖父母・親戚に も経済力はなく、生活が困窮し、学費の滞納により「成績証明書」や「卒業証書」が得られず、 大学進学ができない場合の学費負担。
- ・日本人の父だけでなく、母が死亡または母にも遺棄され、ホームレスになった JFC を教会の更生施設に入れてリハビリテーションをするための毎月の実費負担。
- ◆どの母子に支援をするかについてはマリガヤハウスのソーシャルワーカーからの申し出を受け、東京事務所のスタッフとマリガヤハウスのスタッフで話合い決定し、理事会の承認を得る。
- ◆ファンドを受けた母子についてはニュースレター「マリガヤ」にてその都度ご報告をする。
- ◆1 年間の目標額を 11 万とする。
- ◆頂いたご寄付の1割はJFCネットワークの「ケース管理のための諸費用」として控除する。

<2022 年度 JFC サポートファンド支給ケース>

ケース受理地	対象	金額	理由
RGS-COW	JFC19 歳	19,000PHP(=44,000円)	成績優秀な Y さん。父のみならず母親
			らも遺棄され、高校の学費を滞納し卒
			業資格を取ることができず大学進学が
			できずにいた為、高校卒業資格を得る
			ため滞納学費を支援。

③JFC 母子向けプログラム

母子家庭の多いJFC 母子の家庭では毎日の生活に追われ、子どもたちとレジャーを楽しんだりする機会が少ない。そうした機会に恵まれない子どもたちとその母親に対し、レジャーやフォーラムを企画し、楽しく過ごすことを目的としたプログラムであるが、昨年度は新型コロナ感染拡大

- の影響ですべてのイベントが実施できなかった。
- a. 例年ゴールデンウィークに実施: イチゴ狩り (神奈川県津久井浜市)
- b. 例年12月の日曜日に実施:クリスマス会(こども教育宝仙大学)

④子どもサポートプログラム

a. 父親再会(初会)サポート

ここ数年、日本人の父親に生まれてから一度も会ったことがない、あるいは幼い時に生き別れ になったJFCユースたちから「お父さんに会いたい」という相談が増えてきている。

JFC ネットワークは、自分の父親を知ることは子どもたちがこの世に生まれてきた理由を知るため、ルーツを知るため、そして自分自身に自信を持ち、自尊心を養い、自分の足で歩くために必要な人生のステップだと考え、ボランティアの協力を得、JFC たちの父親再会支援を必要に応じて行っている。

◆父子面会実現ケース(3件)◆

ケース受理	合意態様	手段	概要
COW	認知調停の話	Messenger	JFC15歳。認知請求の調停の中で、子どもが父と面
	合いの際に任		会交流をすることを望んだため父に打診したとこ
	意で		ろ、母が同席をしないことを条件に同意して実施
			した。JFC の代理人が同席。終了後、父子は
			Messenger のアカウントを交換し、定期的に連絡を
			利あっている。
MH	認知請求の事	対面	JFC31 歳。認知請求の事件終了後、JFC が来日する
	件終了後に本		ことになり、「父に会いたい」いう本人の強い希望
	人(JFC)の希		で相手方の代理人を通じて面会交流を申し入れた
	望で		ところ、最初は難色を示していたが最終的には父
			が応じ JFC ネットワーク事務所に父子面会を実施
			した。その後、父子は連絡先を交換し、定期的に会
			っている。
MH	認知調停の話	Messenger	JFC17 歳。認知請求、養育費請求の調停の中で、子
	合いの際に任		どもとの交流希望を伝えたところ、メッセンジャーでの
	意で		直接の交流に応じたため、団体の関与なく本人たち
			で交流開始した。

b. KAPATIRAN 奨学金[※]申請サポート(3 名)

高校生2名の申請を行い、大校生1名が奨学金受給を受けた。

期間:2022年4月1日~2023年3月末

月額(高校生)10,000円 月額(大学生)20,000円

<高校生(2名)>

①高校2年生の1名は日本で生まれ育ち「留学」の在留資格を付与されたフィリピン国籍の子である。母と妹(フィリピン国籍)は強制送還された。本人だけ日本に残り母の夫と二人暮しをして

いたが、関係が悪化し、家を出て、自立援助ホームに入所した。

②高校1年生の1名は日本生まれ日本育ちの「定住者」の在留資格を付与されたフィリピン国籍の子である。フィリピン人父は死亡しており、兄2人、姉1名がいる母子家庭だ。兄1名と姉1名はすでに成人し独立している。

<大学生(1名)>

①大学生1名は中学3年の時にフィリピンから来日し外国人枠で公立高校の受験を経験し高校に入学・卒業後、大学に入学したJFCである。

※KAPATIRAN 奨学金は、海外にルーツを持つ高校生・大学生が家庭事情や経済的事情により進学や修学に 支障を来すことなく自らの適性などにあった進路を自由に選択し意欲的に学業に専念できるよう精神的、 経済的に支援しているためのものです。(聖公会東京教区)

(3) 普及·啓発事業

① ニュースレター「MALIGAYA」の発行

2022年度は季刊誌を以下の通り年4回発送した。

- ・2022 年 3 月「MALIGAYA 109 号」: ケース紹介、マリガヤハウス便り、遺産(Pag-mama)、RGS-COW はどんな団体?、寄付者名簿
- ・2022 年 6 月「MALIGAYA 110 号」: ケース紹介、マリガヤハウス便り、河野尚子偲ぶ会報告、インターン感想、寄付者名簿
- ・2022 年 9 月「MALIGAYA 111 号」: ケース紹ケース紹介、マリガヤハウス便り、意見書(成人年齢引下げ)、新聞記事紹介、寄付者名簿
- ・2022 年 12 月号「MALIGAYA 112 号」: ケース紹介、マリガヤハウス便り、インターン感想、JFC サポートファンド報告、出版イベント「JFC フェス」報告、新聞記事紹介、国籍法 3 条 3 項新設に反対する意見書、寄付者名簿



② イベント・勉強会などへの参加

- a. 例年 6 月に開催される移住者と連帯するネットワーク全国ワークショップは ZOOM で開催されスタッフは参加した。
- ・分科会1外国籍住民の社会参画|
- ・分科会3「移民女性の権利をめぐる諸課題とエンパワメント

③ スタディツアー

例年8月に実施するスタディツアーは実施できなかった。

④河野尚子さんを偲ぶ会の開催

―尚子さんから学んだこと、これからのマリガヤハウスに期待すること―

・日時:2022年5月1日(日)13時30分~ 16時30分(開場13:00分~)

・場所:新宿 NPO 協同推進センター <プログラム/ Program >

前半:ビデオ上映『尚子さんを偲んで』~ 尚子さんの想い出語り

後半:パネルディスカッション「尚子さんから学んだこと。これからのマリガヤハウスに期待すること」

※当日は Zoom で配信し、会の様子は期間限定で Youtube で配信した。

⑤"Made in JAPAN"日本語翻訳プロジェクト「父の国、母の国をめぐる旅」

2014年、JFCネットワーク設立 20周年 記念として国内外の JFC のエッセイコンテ ストを行った。審査員のお一人だった Rey Ventura さんがエッセイの質の高さを評価 して下さり、エッセイ集をフィリピンで出 版することを計画され、一つひとつのエッ

セイを編集し、2018年12月、Ateneo De Manila University Press から"Made in Japan"が出版された。

"Made in Japan"を日本語の翻訳プロジェクトへの助成金をラッシュジャパンから受けた。プロジェクトは 2019 年 10 月から 2020 年 5 月 31 日までの予定であったが、新型コロナの感染拡大の影響で、計画が予定通りに進まなかった。2022 年度にようやく出版記念会を開催することができた。当日は訳 60 名の参加があった。

◆日時:2022年11月3日(木)(祝日)

◆場所:新宿 NPO 活動推進センター501 号室

◆JFC フェス──「Made in Japan」「父の国・母の国をめぐる 旅」出版記念イベント──

◆内容: "Made in Japan"の JFC 著者および「父の国・母の国をめぐる旅」の出版に関わった JFC (表裏表紙のデザインや写真) からのスピーチや詩の朗読、歌の披露など。









⑥クラウドファンディング

イベント・Music for People Project(JFC のストーリーを音楽で伝える)

・Music For People Project というプロジェクトは、ビート ボックス音楽を通して人々の個人のストーリーを他の人に届けていくことを目的としているプロジェクトである。JFC の長谷川大知さんが中心となり計画し、クラウドファンディングによりドキュメンタリー作成費を集め、目標額の 20 万円を達成した。

◆計画に至った理由・現状分析 (長谷川大知さん作成)

グローバル化によって国境を越えて 人々が移動し、外国籍の方が日本に住 み、仕事をすることが増加してきた。 その中でも日本で日本人の方と、外国 籍の方の結婚、いわゆる国際結婚も多 く見られるようになった。それによ り、"ハーフ"や"ミックス"と呼ばれるような子どもたちが増えてきている。ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレンまたはJFCと呼ばれる、フィリピンと日本人の間に生まれた子どもたち



も、ミックスに含まれる。しかし、JFC が増えており、社会人になる方も増えているのにも関わらず、親の法的認知の問題、アイデンティティ問題、養育費を含む経済的問題など、JFC が抱えている問題は広まっていない。そして、そもそも JFC と呼ばれる人にはどんな人がいるのか、それを知ってもらうための媒体は、本以外では少ない状況だ。JFC とはどんな人がいるのか、そしてどんな問題を抱えているのか、JFC を支援するためにも、そして様々なバックグラウンドでもお互いを理解できる社会にする必要がある。

◆目的

音楽を通して、JFCのストーリーを伝えて知ってもらい、どんな問題を抱えているのかを理解してもらう。

◆具体的な施策

このプロジェクトは4つに分かれる。

- 1. 楽曲作成
- 2. ドキュメンタリー
- 3. ミュージックビデオ
- 4. イベント

1. 楽曲作成

Made in Japan という JFC 当事者が書いた話と、実際にその筆者の方のインタビューを元に曲を作成する。楽曲はビートボックス、自分の口から出る音だけを使って作成する。音源は Spotify にアップロードする。

2. ドキュメンタリー

インタビューから楽曲作成までを含む過程を、ミュージックビデオまでの導入としてのドキュメンタリーを作成する。ドキュメンタリーは YouTube にアップロードする。

3. ミュージックビデオ

インタビューと楽曲を元にミュージックビデオを作成する。ミュージックビデオは YouTube にアップロードする。

4. イベント

当事者のストーリーとミュージックビデオを参加者と一緒に見て、みんなでそのストーリーについて考え、そして、そのストーリーを通して参加者自身のストーリーやアイデンティティを振り返るためのイベントを行う。

⑦メディア掲載

- ◆共同通信から成年年齢の 18 歳への引き下げに伴う JFC への影響と問題についての取材を受け、以下の新聞に記事が掲載された。また、JFC2 名が取材に応じ、インタビュー記事も掲載された。
- ・北日本新聞、2022年7月31日、朝刊
- ・茨城新聞、2022年8月5日、朝刊
- ・大分合同新聞、2022年8月21日、朝刊
- ·山陰中央新聞 2022 年 8 月 22 日、朝刊
- •中國新聞、2022年8月27日、朝刊
- ·信濃毎日新聞、2022年10月25日、夕刊
- ·上毛新聞、2022年10月28日、朝刊

(4) その他

① 理事会

2022 年度の理事会は9回、土曜日に開催した(1月29日、3月5日、3月26日、4月16日、5月14日、6月25日、7月30日、9月24日、11月26日)。特に2021年4月1日にマリガヤハウスの日本人スタッフの河野尚子が急逝したため、JFCネットワークおよびマリガヤハウスの運営全般中心に話し合った。

②インターンおよびボランティアの受け入れ

2022 度のインターンおよびボランティアの受け入れは以下の通りである。

【東京事務所】

<インターン>

- ◆ NPO 法人 ドットジェイピーから 2 名を受け入れた。
- ◆東京事務所に直接、インターンの応募を頂き2名の方を受け入れた。

<ボランティア>

翻訳:4名

SF 管理、事務作業:1名

HP 管理:1名

ニュースレター発送:5名

(5)ファンドレイジング

①ファンドレイザーとの契約

アーユス仏教ネットワークの組織基盤強化の助成金を得ることとなり、2022年4月1日~2024年3月までの2年間の予定でファンドレイザーと契約を結んだ。

②SNS の活用

より多くの人たちに JFC ネットワークの活動を知ってもらい支援者拡大につなげるため SNS の活用を実施している。



<SNSのフォロワー数(2023年3月6日現在)>

種類	フォロワー数	いいね
FACE BOOK	2,530	2,423
インスタグラム	29	_
ツイッター	30	_
NOTE	6	_

③データ管理

2013年9月頃より実際にSales Force を活用しての支援者情報の管理(データ管理)や普及啓発活動(イベント管理、NL 発送)での運用を開始している。

④クレジット決済システムの変更(ロボットペイメント→アナザレーンへ)

決済可能なクレジットカード数が多いことより安価な点などトータルに考えて、クレジット決済システムの変更を実施した。クレジット決済を利用されている会員・寄付者の方々には随時移行をご案内していく。

③マリガヤ応援ファンドの立ち上げ

2021年4月1日、マリガヤハウスで16年間、唯一の日本人のソーシャルワーカーとして務めた河野尚子が急逝した。彼女の功績をたたえ、遺志を引き継ぐために、「マリガヤ応援ファンド」を立ち上げた。ファンドに頂いたお金はマリガヤハウスの維持のためのスタッフの人件費、運営費、管理費、その他マリガヤハウスを維持していくために使用する。

2. フィリピン現地協力団体

1) Maligaya House(マリガヤハウス)

- ◆フィリピン・メトロマニラ・ケソン市に事務所を置く。ルソン島、ビサヤ諸島に暮らす JFC 母子からの相談を受け付けている。
- ◆全ての相談者へはメール、Facebook,または電話で対応し、Google inquiry を作成し、相談者には質問票に記入してもらうようにした。それにより、相談内容がケースカテゴリ―別に分けられ優先順位を付けて対応が可能となった。
- ◆オリエンテーションでは、自己紹介、マリガヤハウスの活動紹介、クライアントとマリガヤハウスの責任 分担やクライアントの心がまえ、ケースのカテゴリーの説明、国籍法の説明、ケースの進め方などについ ての説明を行う。その後のケース受理ミーティングまでに必要書類を準備してもらい、「ケース概要」を作 成し、陳述書作成のために随時インタビューを行う。

く進行中ケース>

クライアントへの進捗の報告、過去の情報や現状についての聞き取り、法的書類取得のためのアシスト、書類の翻訳、日本にいる担当弁護士とクライアントとのオンライン会議の調整、さらに、婚姻の登録や認知、法改正後の国籍取得などに関する法的手続きのためのアシスト、ビザや日本パスポート取得手続きの手伝いなどを行った。DNA 鑑定が必要なケースへの連絡と日程の調整、DNA サンプルの日本への郵送を行った。随時各クライアントへのカウンセリングも行っている。

<新規ケースの受付状況>

【オリエンテーション(基本編)参加】

実施日	合計	JFC	母/保護	JFC の	母/保護者と	JFC 単	
	出席	出席	者の出席	出席人	一緒に出席し	独で出	備考
	人数	人数	人数	数	た JFC の数	席	
1月6日	7	5	5	2	2	0	既存ケース1(JFCと
							保護者)
2月10日	7	6	4	3	1	2	全て新規ケース
3月10日	14	13	8	6	6	0	全て新規ケース
4月13日	5	7	4	1	0	1	全て新規ケース
5月12日	5	4	4	1	1	0	COW のケース 1 件
6月10日	8	10	6	2	1	1	既存のケース母 1
							名参加
7月12日	8	7	5	3	1	2	既存ケース母 1 名
							参加
8月11日	17	15	9	8	4	4	既存ケース JFC2 名
							参加
9月8日	7	7	5	2	0	2	既存ケース JFC1 名
							参加
10月12日	7	6	4	3	2	1	全て新規ケース
11月11日	5	6	1	4	0	4	全て新規ケース
12月9日	4	3	3	1	1	0	全て新規ケース
合計	94	89	58	36	19	17	

【ケース受理ミーティング参加】

実施日	合計	JFC	母/保護	JFC の	母/保護者と	JFC 単	
	出席	出 席	者の出席	出席人	一緒に出席し	独で出	備考
	人数	人数	人数	数	た JFC の数	席	
1月27日	2	2	1	1	0	1	全新規ケース
2月24日	5	4	3	2	1	1	全新規ケース
3月31日	6	5	4	2	1	1	全新規ケース
4月28日	4	6	2	2	0	2	全新規ケース
5月26日	4	4	4	0	0	0	全新規ケース
6月30日	5	6	4	1	0	1	既存ケース母1名
7月27日	3	3	2	1	0	1	既存ケース母1名
8月30日	6	6	4	2	1	1	全新規ケース
9月29日	5	5	2	3	0	3	全新規ケース
10月27日	8	7	5	3	2	1	全新規ケース
11月28日	4	4	2	2	0	2	全新規ケース
12月28日	1	1	1	0	0	0	全新規ケース
合計	53	53	34	19	5	14	※新規受付 45 件

2) RGS-COW (Religious of the Good Shepherd for Overseas)

◆ミンダナオ島ダバオ市に事務所を置く。ミンダナオ島に暮らす 2007 年より JFC 母子からの相談を受け付けている。

<ケース受理件数の推移>

年	2007-2018	2019	2020	2021	2022
件数	254	4	6	16	25

第3 東京事務所における JFC に対する法的・行政手続支援事業の概要

1 ケース対応の手続

ケース相談は基本的にマリガヤハウスおよび東京事務所で直接クライアントから相談を受け、ケースとして受理している。2007 年度から、ダバオの NGO、RGS-COW (Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)で相談を受け付けたケースを扱っている。

まず、ケースを進めるにあたり、クライアントからの情報をもとに父親の所在や連絡方法を調査する。調査資料は基本的にはクライアントの申告した住所や電話番号などであるが、特に住所が不完全で、父親にフィリピンへの渡航歴がある際には、クライアントによりフィリピンの入国管理局で父親の渡航証明書を取得してもらい、父のパスポート番号を入手する。

父親の自宅あるいは職場の住所が明らかな場合は手紙を出す。1 度手紙を出しても返事がない場合、基本的には裁判の管轄となる父の住所地に事務所を置く弁護士にケース受任の依頼をする。近年は、弁護士が遠方の家庭裁判所まで出向くことが困難である場合には、電話裁判などにより調停が可能となっていることから、特に地方の父の住所地に事務所を置く弁護士がいない場合でも弁護士にケースを依頼することが容易になっている。

父親から電話や手紙、またはメールを受けた場合、事務局により父親との話し合いを行うが、 交渉が難航した際には弁護士にケースを依頼する。

また、父親の所在が不明で裁判手続きも経ることができない場合、父の住所があると推測される住所地に事務所を置く弁護士に依頼をして、渡航歴証明書に記載のある父親のパスポート番号から外務省へ本籍地もしくは住所地の弁護士照会をして頂き、父の現在の所在地調査を依頼する。 父にフィリピンへの渡航歴がない場合、父の携帯電話などから弁護士照会をして頂くなどの方法で父の住所地調査を依頼する。

2 受理・処理の状況 (表 1~4)

1) JFC ネットワークのこれまでの総受理件数は1,812 件、うち昨年度受理件数は73 件である(表1)。また、過去に打ち切りや終了をしていたがケースの再開をしたケースが41 件ある。その多くは、父母間の話合いで認知請求はせずに養育費をもらうことを合意していたが、子どもが成人間近または成人し、子ども自身の要望で認知請求をすることになったケースである。在比ケースはマリガヤハウス設立前ではフィリピンの他のNGOからの紹介だったが、マリガヤハウス設立(1998年1月17日)後は専ら同才フィスで受理したケースを扱っている。

2007 年度に初めてダバオの RGS-COW からケースの依頼を受けつけ始めた。

他方、在日ケースは1996年以降受理している。2007年度から JC ケースをカウントしている。JC ケースは、裁判などの法的な手続きがなくアドバイスのみの対応、メール相談の対応、子どものいないケース、弁護士などからの通訳・翻訳依頼、マリガヤハウスにおける書類の取り寄せ依頼の対応などのケースである。

表 1 総受	理ケー	-ス					
受理年	場所	総数	再開	打切	解決	弁護士	事務局
1993-2012	BS	51	1	40	10	1	1
96-97	NGO	7	1	7	0	1	0
96 ~ 18	TK	437	11	176	205	15	52
97 ~ 18	MH	866	18	608	214	29	33
2007-2018	COW	254	9	105	101	32	25
2019	TK	16	1	3	6	4	4
	MH	13		1	7	5	0
	COW	4			3	0	1
2020	TK	14		1	3	5	5
	MH	7		2	1	2	2
	COW	6		1	1	3	1
2021	TK	30		6	9	5	10
	MH	18		4	1	5	8
	COW	16			2	9	5
2022	TK	7		1		1	2
	MH	41				12	29
	COW	25				11	14
合計		1812	41	955	563	140	192

<jc th="" ケ<=""><th>ース></th></jc>	ース>
受理年	件数
2007	26
2008	29
2009	12
2010	8
2011	8
2012	35
2013	29
2014	29
2015	12
2016	6
2017	7
2018	3
2019	4
2020	2
2021	9
2022	6

2) オンラインでの相談受付を可能とし、ルソン島およびビサヤ諸島に暮らす JFC 母子はマリガヤハウス、ミンダナオ島に暮らす JFC 母子はダバオの RGS-COW で相談を受け付けている。フィリピン全土に暮らす JFC 母子からの相談を受けられるようになったため、特に、マリガヤハウスでの昨年度の受理件数は 41 件と倍増した。また、受付をしたほとんどのケースは弁護士に受任して頂くため弁護士受任ケースが増えている(表 2、図 1 参照)。

弁護士依頼ケースが増加している理由は、第一に、2006 年以降、在比ケースでも、日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用して弁護士を雇い訴訟を行うことができるようになっていることにある。それまでは在比ケースの場合、事務局による交渉が難航した場

合、本人が養育費や認知請求などの法的手段を取りたくても弁護士を雇う経済的な余裕はない ため泣き寝入りする他なかった。

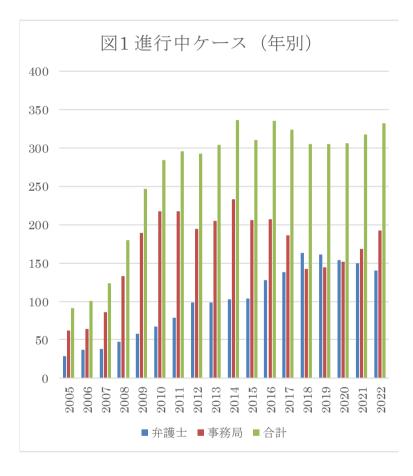
第二の理由は、2009年1月1日に国籍法が施行され両親が非婚でも20歳までに日本人の父親から認知された子は20才までに(「現在は18歳までに」日本国籍の取得が可能となったため、過去にすでに打ち切っていたが再び認知請求のために再開をするケースが増加したこと、また、これまでは認知を得るまでの支援だったものがその後の国籍取得までアシストをするようになったために1件あたりにかかる時間が長くなったことにある。

第三に、過去に認知請求をせずに養育費送金の合意を父母間でしていたケースの JFC 自身が、父に対して認知請求を起こすケースが出てきていることである。

第四の理由としては、過去にケースは終了したが、認知をした父が死亡したため遺産相続の ために再開するケースも出てきていることにある。

表2 進行中ケース (年別)

表 2	進11甲グ	ース(年	-万リ)
年	弁護士	事務局	合計
2005	29	62	91
2006	37	64	101
2007	38	86	124
2008	47	133	180
2009	58	189	247
2010	67	217	284
2011	79	217	296
2012	98	195	293
2013	99	205	304
2014	103	233	336
2015	104	206	310
2016	128	207	335
2017	138	186	324
2018	163	142	305
2019	161	144	305
2020	154	152	306
2021	150	168	318
2022	140	192	332



3) 受理案件のうち一定の解決を得たケースの状況は表 3 の通りである。各項目ごとの分析は次項以下を参照。なお、表 3 は解決を得た人及び項目ごとにカウントしている。たとえば同一の母親の二人の子どもについてそれぞれ認知が得られたときは、受理件数は 1 件であるが解決件数は 2 件としている。また同一の子について認知と養育費支払の解決を得たときには 2 件としている。したがって、表 1 の解決件数と表 2 の解決人数とは一致しない。

表 3 全体及び昨年度の主な解決の状況

(単位:人)

	婚姻の報告的届出	国籍取得	認知	養育費支払	在留特別許可	総数
総数	92	472	496	253	64	1,374
昨年度	1	18	27	11	1	55

4)受理件数 1,853 件(復活ケース 41 件含む) のうち、昨年度までに打ち切りとなったのは 955 件 (昨年度は 17 件) である(表 1 参照)。打ち切りの理由は、表 4 の通りである。

また、最近の傾向としては、クライアント行方不明・連絡がとれないために打ち切ったケースが増加しており、昨年度の打切りケースの半分以上をその理由が占める(241 件、25.24%、昨年度5 件、35.29%)。在比ケースの場合、特にクライアント側の経済的事情などによりケースの継続が困難な実情を伺わせる。特に2009年の国籍法改正後に多くのJFCをターゲットにした人身取引が問題化しており、日本で働けるという話で悪質なエージェントを通じて、当団体に告げることなく来日しているケースが増えているようだ。

表 4 打ち切り理由

打ち切り理由	合計	構成率(%)	全ケース	構成率(%)
家族一緒に暮らすこととなる/関係良好	0	0.00	17	1.78
送金が既にされている/直接送金始めた	0	0.00	20	2.09
父親の手がかりなし/情報不足/父偽造パスポート使用	3	17.65	55	5.76
父親行方不明	0	0.00	153	16.02
過去に金銭受理	0	0.00	3	0.31
要望(婚姻記載·出生記載·謄本取寄)済	0	0.00	2	0.21
交渉困難/支払いの意思なし	0	0.00	98	10.26
クライアントの要望	0	0.00	90	9.42
両親(父子) 同士で交渉	0	0.00	21	2.20
クライアントの話が不可解/信頼関係築けず	3	17.65	18	1.88
クライアント行方不明・連絡取れず	6	35.29	241	25.24
父に支払い能力無し	0	0.00	50	7.47
父は拘留中のため交渉不可能	0	0.00	2	0.21
他団体・個人・弁護士に依頼	0	0.00	22	2.30
法的にできること無(在特申請/国籍取得/その他)	0	0.00	24	2.51
必要性無(経済的に自立)	0	0.00	1	0.10
父親死亡・遺産相続/認知不可/年金無	1	5.88	40	4.19
母子強制退去	0	0.00	1	0.10
クライアント/JFC に意思/やる気なし	0	0.00	29	3.04
送金が途絶え、その後支払の意思・能力無	0	0.00	8	0.84
送金が途絶え、父が直接送金を始めた	0	0.00	2	0.21
送金が途絶え、その後父行方不明	0	0.00	4	0.42
送金が途絶え、Ctと連絡とれず	0	0.00	8	0.84
送金が途絶え、Ct と信頼関係喪失/継続意思無	0	0.00	3	0.31
送金中、Ct 他団体へ依頼希望	0	0.00	1	0.10
送金中、母子行方不明	0	0.00	2	0.21
家族に養育能力無	0	0.00	1	0.10
クライアントに金銭的余裕無・日弁連不許可	0	0.00	6	0.63
CT の夫の協力得られず(法テラス申請)	0	0.00	1	0.10
相手側にやる気なし(父親がクライアント)	0	0.00	1	0.10
裁判取下げ	0	0.00	6	0.63
裁判敗訴	0	0.00	1	0.10
父調停に不出頭(婚姻費用請求)	0	0.00	1	0.10
父在外のため裁判できず	0	0.00	3	0.31
鑑定結果父子関係(母子関係)無。	3	17.65	18	1.88
Ct(20 才以上 JFC)が日弁連申請のために来日できず	0	0.00	1	0.10
JFC 死亡	1	5.88	1	0.10
合計	17	100.00	955	102.24

3 婚姻手続(表5~9)

(1) 総受理ケース(1,812 件)のうち、両親共に外国人家族の相談 3 件を抜いた 1,809 件のうち、受理時に両親の婚姻が少なくとも日比いずれかで成立しているケースは 534 件(29.47%)である。しかし、このうち重婚であったケースが 73 件(13.67%)あり、さらにクライアントとの婚姻が後婚であるために無効(フィリピン家族法 35 条 4 項)であるケースは 38 件である(表 6 受理時に婚姻が成立していたケースの 7.12%、重婚ケースの 52.05%に上っている)。

表5 受理時点での両親の婚姻の成否

種類	総受理ケース	婚姻	成立		从团人安佐
		有効	無効	非婚	外国人家族
数	1812	496	38	1275	3
構成率(%)	100%	27.37	2.10	70.36	
数	1812	534		1275	
構成率(%)	100%	29.	.47	70.36	

[※]子ども無ケース2件含む

表6 重婚ケース

		対総婚姻数	重婚の
	数	構成率(%)	構成率(%)
前婚 (有効)	35	6.55	47.95
後婚 (無効)	38	7.12	52.05
合計	73	13.67	100.00

(2) フィリピンで有効に成立した婚姻は日本法上も有効であるが、日本の本籍地の市町村役場若しくは在比日本大使館に届出(報告的届出)をしないと戸籍に記載されない。

JFC ネットワークが受理した時点で婚姻が成立していたケース(534件)から、重婚の後婚であるために婚姻が無効であるケース(38件)を除いた、有効に成立した婚姻 496件のうち、フィリピンで成立したケースは 432件(87.10%)である。

しかし、そのうち 134 件は報告的届出がなされておらず、日本人夫の戸籍に記載されていなかった(フィリピンにおいて有効に成立した婚姻の 31.02%) (表 7, 図 2)。

つまり、フィリピンで婚姻が成立したケースの約3割は日本への報告的届出がされてないことになる。フィリピンで成立した婚姻の日本への報告的届出義務者は日本人夫であるが、フィリピンで婚姻が成立後速やかに在比日本大使館にフィリピン人妻からの届出でも可能とするシステムと周知が必要である。

受理後にJFCネットワークで報告的届出を行ったケースは92件(未届ケース134件の68.65%)ある。そのうち婚姻後1年以内の報告的届出は1件であり、婚姻成立後5年以上経過したケースが66件と過半数を占めている(表8)。昨年度は婚姻の報告的届出を行ったケースは1件だった。

表 7 有効な婚姻成立ケースの内訳(496件)

4年 4石		7	日本にて婚姻		不明	
種類 婚姻成立 (有効)						日本に届出済
	(有郊)	日本未届	婚姻中	婚姻中	離婚	
数	496	134 298 58		8		
構成率	100.00%	31.02	68.98			
構成率	100.00%	27.02 60.08		11.	.69	1.21
構成率	100.00%		11.69		1.21	

図2 有効な婚姻成立ケースの内訳

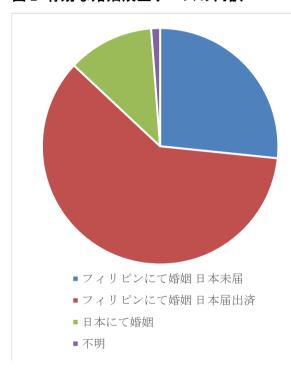


表 8 比国方式の婚姻成立後、 日本への届出までの経過期間

経過した期間	件数
1年未満	1
1年以上2年未満	5
2年以上3年未満	6
3年以上4年未満	8
4年以上5年未満	5
5年以上10年未満	25
10年以上20年未満	37
20年以上30年未満	3
30年以上40年未満	1
不明	1
合 計	92

(3)(2)で見たように、フィリピンで婚姻したケースのうち日本に報告的届出がなされずに長期間放置され、夫の戸籍に記載されないケースが非常に多い。その原因として、報告的届出の必要性とその手続が日本人夫・フィリピン人妻の双方に周知されていないことが考えられる。東京事務所及びマリガヤハウスのクライアントに対する聴き取りでも、報告的届出についてほとんどのフィリピン人妻は知識を有していなかった。

前述の通り、報告的届出がなされないと日本人夫の戸籍には婚姻が記載されない。このために、時間の経過とともに夫の妻に対する意識が希薄になってしまったり、重婚という事態が生じたりすることになる。またフィリピンの婚姻証明書に記載された日本人夫の本籍地は多くの場合不正確であり、日本での住所地から探知していくことになるが、時間が経過するほど転居・転勤によって夫の所在を探知することが困難になる。JFC ネットワークで受理した時点で報告的届出が行われていなかった134件のうち報告的届出ができたケースが92件(68.66%)に留まっているのも、時間の経過によって夫の所在が不明となり、本籍地を探知することが不可能となったためである。そして、このような状態がJFCの国籍喪失など法的保護の欠如の一要因ともなっている。

問題の解決には、フィリピン本国政府及び在比日本大使館による婚姻前の男女への周知・啓発

活動が必要である。後述する通り、マリガヤハウスの受理ケースのうち、約7割が大使館からの紹介・依頼であることを見ても、大使館は事態の深刻さを充分に理解しているのであり、大使館における早期の適切な対応が求められる。

(4) フィリピンでは離婚制度がないために、日本人と婚姻したフィリピン人女性が日本人夫と日本法で離婚した場合、その日本で成立した離婚の承認手続きがフィリピンの裁判所で必要になる。フィリピン家族法によると、外国人配偶者の国の法律により離婚する場合、外国人配偶者によって離婚を申し立てられ、裁判によって離婚が成立しなければ、フィリピン本国で離婚は承認されないとされている。実際、日本で協議離婚したケースでは、フィリピンの裁判所において離婚の承認が得られないという事態が起きていた。

ただ、この点については、2018年11月12開催の日弁連主催『日比家族法の最新動向を語る』というシンポジウムの中で、2018年6月25日最高裁判決(Lobrigo 判事)により日本で成立した協議離婚についてもフィリピンの裁判所において離婚を承認し得ることが確認された。

しかし、離婚を承認する手続きには弁護士に依頼する必要があり、40万—100万円の費用が かかっており、日本人男性と離婚をしたフィリピン人の女性たちの大きな負担となっている

さらに、ケース受理後に日本人の父親の戸籍謄本を取り寄せて初めてフィリピン人母が離婚をされていた事実を知るケースも多い。フィリピンで有効に成立した婚姻(534件)のうち有効な婚姻(496件)で日本に届けられていた婚姻(299件)と日本で成立した婚姻(59件)は日本法で離婚が可能なケースであった(358件)。358件の中で離婚が成立していた件は155件(日本法で離婚可能な婚姻ケースの43.29%)であり、そのうちフィリピン人妻が知らないうちに離婚されていたケースは38件である(全離婚ケースの24.51%)。約4組に1組のケースはフィリピン人妻が知らないうちに日本人夫により勝手に離婚されていることになる。(表9)

また、フィリピン妻が知らずに離婚した38件のケースのうち妻がフィリピン在住のケースは34件(89.47%)であり、日本在住のケースは4件(10.53%)であった。妻がフィリピンに在住しているケースの方が勝手に離婚されるケースが圧倒的に多いことが分かる。

表9 離婚ケース状況

離婚成立件数 155 件						
フィリピン人妻	知らずに離婚					
日本在住	比在住					
4	34	離婚同意				
10.52%	89.47%					
3	117					
24.5	51%	75.48 %				

4. 国籍取得(表10~17)

(1) 概要

①JFC ネットワークにて受理後に JFC が日本国籍を取得したのは 470 人である。そのうち婚内子でフィリピンにて出生後 3 ヶ月以内に出生の届出を行い日本国籍を留保できたのは 6 人(在比ケース)、準正による国籍取得は 46 人(在比・在日ケースともあり)、胎児認知は 10 人(在比・在日ケースともあり)、国籍再取得は 52 人(在日ケース)、1984 年改正前国籍法の適用による国籍取得は 13 人(在比ケース)、出生の届出により日本国籍を取得したケースが 3 人(在比・在日ケース)、2008 年 6 月 4 日の最高裁判決に伴う出生後認知による国籍取得が 340 人である。2022 年度は 18 人が国籍取得をし、すべて生後認知による国籍取得だった。(表 10)

表 10 国籍取得ケース概要

(単位:人)

			認知		国籍再取得					
	国籍留保	準正	胎児	.認知	生後	胎児認知	婚内子	国籍法改正前	出生届出	総数
			留保	裁判	認知	国籍喪失	国籍喪失			
全体	6	46	3	7	342	3	49	13	3	472
昨年度	0	0	0	0	18	0	0	0	0	18

昨年度、国籍取得をしたケース概要は表 11 及び表 12 の通りである。日本国籍を取得する場所はフィリピンが全体の 68%を占めている。日本国籍を取得する年齢層は全体の約 6 割は 16-19 歳を占める。

なお、 2022 年4月1日、成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 59 号) が施行され、成年年齢が 20 歳から18 歳に引き下げられた。

これに伴い、国籍法も一部改正され、認知された子が届出により国籍を取得することができる年齢及び国籍を喪失した子が再取得することができる年齢が 20 歳未満から 18 歳未満 (国籍法3条1項) に引き下げられた(国籍法3条1項、同17条1項)。また、複数国籍者の国籍選択も原則として「22歳に達するまで」から「20歳に達するまで」に引き下げられた(国籍法14条1項)。

JFC ネットワークが支援して国籍取得をしたケースの取得時の年齢が 18 歳以上 20 歳未満なのは全体の 29.78%(昨年度においては 37.82%)であることを考えると今後はこの年齢層の JFC の国籍取得が不可能となるため 2022 年 4 月 1 日の法改正の影響は非常に大きいと考えられ、意見書を提出した。

・「成年年齢引下げが JFC¹の日本国籍取得に及ぼす影響についての意見書」 ※意見書の内容は JFC ネットワークのホームページで参照可能。

表 11 国籍取得(取得場所別)

	199	3-2022	2022 年度			
JFC 国籍取得地	人数	数 構成率		構成率		
日本	147	31.14%	1	5.55%		
フィリピン	325	68.85%	17	94.44%		
合計	472	100%	18	100%		

表 12 国籍取得(年齢別)

1993-2022(472人)											
年齢	0-5	6-10	11-15	16-17	18	19	20 歳以上				
人数	58	85	74	99	34	108	16				
%	12.28	18.00	15.67	21.97	7.20	22.88	3.38				

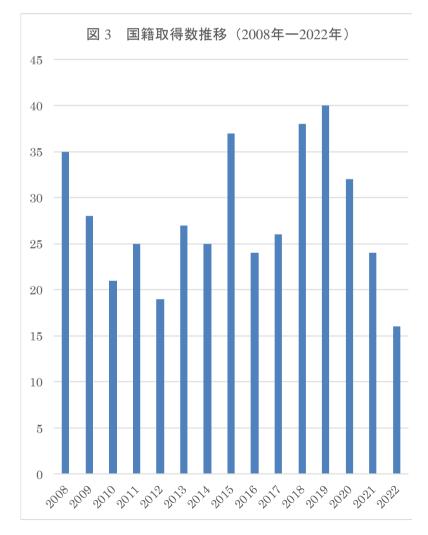
2022 年度(18人)										
年齢	0-5	6-10	11-15	16-17	18	19	20 歳以上			
人数	3	1	4	3	1	6	0			
%	16.66	5.55	22.22	16.66	5.55	31.57	0			

昨年度に国籍証明書が発行された16人の概要は以下のとおりである。

①生後認知ケース 16 件(在比 15 件、在日 1 件):国籍法 3 条による認知の国籍取得をしたケースが 15 件である。在日 1 件は、認知の意志のある日本人父からの相談で、母が子どもの懐胎当時に法 律上の夫がいるため認知ができず、弁護士に受任して頂き強制認知の審判を得て法務局に提出して国籍取得をした。

表 13 国籍取得数推移(人数)

2016 2017 2018	24 26 38
2014 2015	25 37
2012	19 27
2010	25
2009	28
1994-2007 2008	53 35



(2) 認知による国籍取得(国籍法3条)

2008 年 12 月 12 日に国籍法が改正され(施行は 2009 年 1 月 1 日)、外国人母と日本人父の両親が婚姻をしてなくても、日本人父から認知を受けているケースは居住地を問わず、日本国籍の取得が可能となった。

2022年度も引き続き認知の成立したケースごとに随時国籍取得を行った。

◆在フィリピン日本大使館における国籍取得届に生じている問題◆

2021年4月1日にマリガヤハウスの日本人スタッフの河野尚子が逝去し、在マニラ日本大使館における国籍取得届出に同行する日本人スタッフがいなくなったことにより以下のような問題が生じた。

- ・任意認知の場合、子どもの懐胎時の父母の渡航履歴を提出する必要があるが、母が日本で懐胎した場合、日本の入国管理局で取得した渡航履歴の提出を求められる。しかし、法定代理人以外の者が請求することができないため、フィリピンにいる母が日本の入国管理局へ渡航記録を請求することは事実上不可能である。そのため、「日本の入国管理局で発行した母の渡航記録を提出できない理由書」を添付すれば受理してもらえるはずだが、昨年度3件がこれを理由に受理されず、JFCネットワークのスタッフから大使館へメールをして対処した。さらに、当時働いていた職場の同僚からの陳述書(父と母が付き合っていたことを陳述したもの)の提出を求められた。②届出書類が日本語のため、間違いを指摘されても、その場で判断ができない。
- ・まず、「国籍取得届」の届出書を添付し、国籍取得届に必要な書類を揃えて大使館/領事館へ提出する。その後、「国籍取得証明書」が法務省から発行され大使館/領事館に届くと、本人の所へ連絡がある。その後、「戸籍編成届」を持参して戸籍の編製の手続きを行う。ところが、「国籍取得届」も「戸籍編成届」も日本語で書くため(JFC ネットワークのスタッフが記入)、届出の当日、間違いを指摘されても本人たちが対処できない。昨年度、国籍取得届後、在比日本大使館から「国籍取得証明書」が発行された旨の連絡があり、出向いたところ、「国籍取得証明書」の原本を本人に渡してもらえないケースが2件あった。うち1件は「戸籍編成届」を本人が持参したにも関わらず、大使館から改めて届け出用紙を受け取り、大使館の外に待機している業者に500ペソ支払って「戸籍編成届」を作成し大使館へ提出した。

◆国籍法3条3項の新設に伴う問題

・2022 年 12 月 10 日に成立した改正民法は、婚外子の身分の安定と子の権利保護のために、認知が仮に事実に反していても、一定期間を過ぎると認知の無効を主張できない、とした。これにより、認知から7年を経過すると、認知をした父は、血縁関係がないことを理由に認知の無効を主張することができなくなった。ところが、上記の民法改正と同時に国籍法も改正され、3条3項が新設された。これは、認知が事実に反する場合、国籍法3条による国籍取得を認めないとするものだ。つまり、認知による国籍取得については、認知後あるいは国籍取得後何年たっても、血縁関係がないことを理由に国籍取得が否定され、子は日本国籍を喪失することを、法律が明言したものである。子の母が外国籍で父が日本国籍の場合、両親の婚姻後に子が出生すると、子は出生と同時に日本国籍を取得する。父が仮にその子を自分の子どもではないと訴えたい場合には出生後3年以内であればその訴え(嫡出否認の訴)が可能だ。3年の経過後は父との血縁関係がないことを理由に日本国籍を失うことはない。一方、婚外子の場合は、期間の制限なく無制限に、認知が事実に反すると判明した場合、子どもは遡って日本国籍を喪失する。このように婚内子との比較の上でも不均衡が生じている。子どもは偽装認知をした当事者ではなく、偽装された側だということ。子どもには「偽装」行為に責任はないにもかかわらず、子どもがこうした不利益を

受けることに正当な理由はないため、JFCネットワークではこれに関する意見書を提出した。

・「民法等の一部を改正する法律案による、国籍法3条3項の新設に反対する意見書」 ※意見書の内容はJFC ネットワークのホームページで参照可能。

【参考資料】日本国籍取得届のあった在外公館別受理件数(外務省からの回答に基づく)

①国籍別・国籍取得届出事件数 第3条に基づく国籍取得届出事件数

年	韓国•朝鮮	中国	フィリピン	タイ	ブラジル	ペルー	その他	総数	不受理
2009	111	91	595	85	30 11		70	993	18
2010	85	88	685	86	29	4	52	1,029	12
2011	73	94	550	72	25	13	63	890	8
2012	51	62	516	72	28	11	95	835	18
2013	56	72	480	69	14	10	76	777	10
2014	57	93	559	53	19	8	92	881	16
2015	66	83	515	57	18	8	85	832	21
2016	39	73	512	49	16	8	79	776	15
2017	37	69	480	48	36	6	80	756	21
2018	42	77	491	52	21	6	67	756	34
2019	38	61	428	41	23	11	78	680	22
2020	30	38	365	43	24	4	74	578	23
2021	33	36	391	31	15	7	93	606	17
総数	718	937	6,567	758	298	107	1,004	10,389	235

②フィリピン国内の日本領事館における国籍法3条に基づく国籍取得届の届出件数(件)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
М	139	172	172	113	104	75	98	68	54	76	79	44	77
С					3	5	13	11	10	15	14	13	22
D					10	16	14	21	29	38	29	21	38

注:M=在比マニラ日本大使館、C=在比セブ日本領事館、D=在比ダバオ日本領事館

(3)準正による国籍取得(2008年改正前国籍法3条1項)

- (ア) 婚外子は父親から認知され、かつ両親が婚姻することにより、準正が成立する(民法 789条)。2008年改正前の国籍法3条1項によれば、未成年の準正子は届出によって日本国籍を取得することができる(国籍法3条)。
- (イ) JFC ネットワークにてケース受理した時点で準正が成立していた (すなわち日本国籍取得の要件を備えていた) JFC は 69 人あった(表 14)。このうち、すでに日本国籍を取得していた JFC は 30 人あった。

他方、準正が成立していながら日本国籍を有していなかった 39 人の JFC のうち、受理後 に日本国籍を取得できたのはわずか 15 人であった。この内訳は以下の通りである。

- ① 当初から日本在住のケース 4人
- ② 母子が来日し日本で国籍取得の届出を行ったケース 5人
- ③ 在比ケースとして受理後に子が来日し日本で国籍取得の届出行ったケース 1人
- ④ 母が日本、JFC はフィリピンに在住するケース 1人
- ⑤ 在比ケースで、JFC 本人が日本大使館で手続を行ったケース 4人 昨年度は準正による国籍取得をした者はいなかった。
- (ウ) 受理後に準正が成立したケースは42人あり、うち22人は国籍取得を行った。

表 14 受理時に準正が成立していたケースの国籍取得状況(単位:人)

	総数	国籍有	国籍無
JFCの数	69	30	39
構成率	100%	43.48%	56.52%

表 15 受理時に準正が成立していたケースの両親の婚姻状況(単位:人)

	婚	烟中	产	婚		
	国籍有	国籍無	国籍有	国籍無		
JFCの数	18	25	12	14		
構成率	26.08%	36.23%	17.39%	20.28%		
数	۷	13	26			
構成率	62.	31%	37.68%			
総数		Ć	59			
		10	00%			

(エ) 上記の通り、JFC ネットワークで受理した時点で準正が成立しているにも関わらず日本 国籍が取得できていなかった JFC が 39 人もおり、受理後も 24 人が国籍取得できないでいる。これらはいずれも在比ケースである。

在比ケースにおいて準正による日本国籍取得件数が少数に留まっている背景には、経済的な理由など個別事情だけでなく、以下のような制度的な問題点もある。

現在、国籍取得届出の手続を扱う地方法務局は、両親が婚姻中の場合には、民法 818 条 3 項の親権共同行使の規定を根拠に、親権者である両親が共同して国籍取得届出の手続を行うことを要求しており、外国における国籍取得届出手続の窓口である在外日本大使館も同様の見解に立っている。しかしながらほとんどのケースでは、両親の婚姻は継続していても父親は日本に在住し、音信不通であるか母子への協力を拒否し、あるいは経済的困難によって母

子への協力ができない状態にある。このような父親に対し、フィリピンの日本大使館での国 籍取得手続のための協力を得ることは事実上不可能である。

また、フィリピンには離婚制度がないため、両親が離婚しているケース 26件 (37.68%)(表 15)は全て日本での離婚届提出によるものであり(そのうち夫が無断で離婚届を提出したケースは 3件)、その際、親権者もいずれかに指定されている。ところが、親子間の法律関係はフィリピン法となるところ(法の適用に関する通則法 32条)、離婚における親権者指定という制度がフィリピン法上存在しないため、両親が離婚しているにも関わらず親権は依然として両親が共同行使しなければならない、という状態になっている。

この状態で父の協力を得ることが困難であることは前述の通りだが、他方で、これを解消し母親の単独親権とするためには裁判所の許可を得る必要があるが、手続の複雑さに加えて時間と費用の壁が在比の母の単独親権の取得を困難にさせている(ちなみに在日ケースでは、家庭裁判所で親権者指定の決定を得ることによりフィリピン法上も単独親権であることが認められるので、母親のみによるJFCの国籍取得の手続が可能になる)。

このように、準正による国籍取得の要件を備えているにも関わらず、「親権の共同行使」の壁に阻まれて日本国籍取得の途を実質的に封じられているという事態が見られる。

ことに 2008 年の国籍法改正により日本人父の認知があればフィリピン人母だけで JFC の 国籍取得届ができるようになったことと対比すると、準正が成立している方が国籍取得が困 難になっているという矛盾が生じている。

抜本的な解決のためには、法務省及び法務局・大使館が「親権の共同行使」に拘泥せず、事 案に応じて柔軟に対応することが必要である。

(4) 国籍再取得

- (ア) 外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は出生から 3 ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと、日本国籍を喪失する(国籍法 12 条、戸籍法 104 条)。
- (4) 受理ケース中、婚内子は 542 人であり、そのうちフィリピンで出生した婚内子は 398 人 (67.23%%) だった。フィリピンで出生した婚内子 (398 人) のうち、国籍を留保していた子どもは 118 人 (29.65%) であり、280 人 (70.35%) は国籍を喪失していた (表 16, 図 4)。 国籍喪失ケースのうち、現在までに国籍(再)取得できたケースは 52 人 (18.57%) に過ぎない。 図 4 婚 内 子 の 国 籍 喪 失 状 況

表 16 婚内子と国籍留保・国籍喪失ケース

婚内	子(542人)		比で出生した婚内子(398人)					
日本で出生	比で出生	不明	国籍有り	国籍なし				
141人	398人	3	118人	280人				
26.01%	73.43%	0.55%	29.65%	70.35%				

このように極めて多数の国籍喪失ケースが発生している のは、日本人父・フィリピン人母ともに国籍喪失制度(国籍

国籍な し 70%

法 12条)の知識を有せず、フィリピンで出生後直ちに日本大使館に出生届をすることの重要性

を認識していないからであろう。殊に国籍喪失制度は一般にはなじみのない特殊な制度である(ちなみに日本で出生した JFC は婚内・婚外を問わず、また出生後何年経った後でも大使館に出生を届け出ればフィリピン国籍を取得できる)から、日本大使館による啓発活動が特に重要である。また根本的には、国籍喪失制度を改廃するか、国籍留保届出期間を大幅に延長する、期間経過後の国籍留保届出の受理を事情に応じ柔軟に対応する、などの対策が必要である。(ウ)また、日本国籍を有しない婚内子は、日本人父の戸籍に記載されない。このことは認知された婚外子が(外国籍であっても)父の身分事項欄に記載されることと対比して不均衡であるのみならず、身分関係の公証という戸籍の機能を害するばかりか、相続発生の場合に相続人を覚知し得ずに紛争の火種を残すという現実的な問題も生じさせる。

このような戸籍記載に関する問題を解消するためには、上述した国籍喪失制度やその運用の 再検討、あるいは日本国民の婚内子は国籍の有無に拘わらず戸籍に記載するなど、戸籍制度側 の改善措置が必要と思われる。

(エ) 国籍留保届を行わなかったために日本国籍を喪失した子どもは、日本に住所を有するときには、届出によって日本国籍を再取得することができる(国籍法 17 条 1 項)。国籍の再取得の手続を行った 52 件(表 12)の約 4 割は、国籍喪失した JFC が単身で来日し 20 歳の成人前直前の 19 歳で再取得をしたケースである(表 17)。18 歳で国籍再取得をしたケース4 件を合わせると約 5 割のケースが18-19 歳で国籍の再取得をしたことになる。

2022 年4月1日、成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。特に、旧法の

表 17 国籍再取得時の年齢

取得時の年齢	人数	%
0-5	13	25.00
6-10	5	9.62
11-15	8	15.38
16-17	1	1.92
18	4	7.69
19	21	40.38
合計	52	100.00

適用期間である 2024 年 3 月 31 日以降にこの年齢層の再取得が不可能になることを考えると、 その影響は非常に大きい。

フィリピンに在住している JFC にとって日本国籍の再取得は非常にハードルが高い。例えば、18-19歳の JFC が単身で短期滞在の在留資格で来日する場合、来日後、日本人の配偶者等の在留資格への変更を行い、日本に居住しながら法務局にて本人申請で国籍再取得の手続きを行うが、日本に暮らす資力のある身元保証人を探すこと、日本での滞在先の確保、そして短期滞在の在留資格の間(約6か月間)の生活費の確保が必要になる。

一方、フィリピンに在住する母子が来日して JFC が国籍再取得をすることも同様に様々な困難が伴う。母子が短期滞在の在留資格で入国した後、在留資格を母は定住者、子は日本人の配偶者等に変更して日本に居住し、仕事を探して生活する一方、子が 15 歳未満の場合には家庭裁判所において親権者指定の申立を行い、前述した単独親権を得て法務局に対して国籍再取得の手続を行う必要がある。この全ての過程に弁護士や JFC ネットワークのスタッフが関与し、かつ国籍取得手続終了までに平均約1年を要している。

5 認知(表18、表19、図5)

(1) ケースを受理した JFC の総人数(受理件数 1,812 件よりも多い)のうち、婚内子である JFC (542 人)と婚外子で受理時にすでに認知を得ていた JFC (130 人)を除いた、およそ 1000 数人 (約6割)の JFC が、ケース受理時に父親に対して認知を求めうる立場にあった。このうち、父親からの認知を得られた JFC はわずか 497 人である。

裁判手続きを経て認知を得たケース 343 人のうち 54 人は死後認知訴訟により、34 人は母が子の懐胎時に法律上の夫がいて任意の認知ができないため強制認知、7 人は公示送達 (注) により認知を得た。

- (2) 昨年度に父親から認知を得たケースは28人である(表18参照)。内訳は以下の通りである。
- ①父親による任意の認知 1 人: 父に手紙を出したところ、父が任意の認知に応じた。両親はフィリピンで婚姻していたが日本への報告的届け出をしていなかったため、婚姻の報告的届出と認知届を同時に行い、準正子となった。
- ②裁判認知(調停) 14人
- 11 人すべては調停において家事事件手続法 277 条によって認知が成立したケースである。うち 5 人は母の懐胎当時に法律上の夫がいたため強制認知の手続きを行った。
- ③調停を申立て、父が任意で認知(任意) 3人
- 3人は調停を申し立てたが、父が任意で認知をすることになった。

なお、調停において認知が成立した 10 人のうち 8 人はいずれもフィリピンで相談を受けたケースであり、すべて本人(または法定代理人母)が来日することなく審判で認知を得た。

④裁判認知(判決) 10人

判決で認知を受けた10人(8件)のうち6件はフィリピンで相談を受けたケースであり、6件のうち1件は死後認知だった。4件はDNA鑑定を実施せず判決を得た。1件はケース受理時には母が日本在住でJFC祖母がクライアントとなり相談を受けたが、その後、祖母が亡くなり、17歳のJFCは来日し母と暮らし始め、その後、JFC自身からの申立てで認知請求を行ったものである。1件は日本在住のJFC母からの相談で17歳のJFCは在比だった。父が調停に出頭せず訴訟を提起している間に18歳の成人となってしまい日本国籍の取得がかなわなかった。すべて本人たちは裁判所に出頭せず代理人だけの出頭で判決を得ている。

表 18 認知の成立状況

	日	意			裁判]認知				特	記		報		租	類
	胎児	出生後	調	亭	調停任意	裁	判			強制	死後		告的届出		準正子	婚外
2022年度	0	1	15	5	3	1	0			3	5		0	•	1	27
総数	7	128	15	8	16	18	86			36	54		3	•	46	451
			比出頭無	鑑定無		比出頭無	鑑定無	公示送達	ができない場合や、相手方が海外に住がわからない人、相手方が海外に住						・居所 に住ん	
2022 年度			10	2		7	4	0	いとき			-				
総数			113	15		176	54	7	する手	-	• •					

表 19 認知件数の推移

	任	意		裁判		報告的届出	合計
	胎児	出生後	調停任意	調停審判	判決		
1998-2009	6	51	1	19	25	2	104
2010	0	8	0	3	11	0	22
2011	0	14	0	4	12	0	30
2012	1	15	0	5	10	1	32
2013	0	12	1	1	16	0	30
2014	0	2	0	13	16	0	31
2015	0	5	2	9	8	0	24
2016	0	1	0	17	16	0	34
2017	0	7	2	15	12	0	36
2018	0	1	2	19	14	0	36
2019	0	9	1	14	21	0	45
2020	0	0	2	11	8	0	21
2021	0	2	2	13	7	0	24
2022	0	1	3	15	10	0	29
合計	7	127	13	143	176	3	498

図 5 認知件数の推移(2010年—2022年)



6 養育費請求 (表 20、表 21、表 22、表 23)

父親との交渉により、JFC への養育費の支払の合意を得られたケースは256件あり、うち昨年度に11件の養育費支払の合意が得られた(表20)。11件のうち9件は父が裁判所に出頭したため調停の話し合いで養育費の合意を得たものである。

2 件は父が裁判所に出頭せず話し合いができなかったため、家事 事件手続法 284 条により「調停に代わる審判」を得た。

通常は、父と母の双方の収入証明書を提出して養育費の金額を算定表に基づき決定するが、父が出頭せず父の収入が不明なため、父親の総収入を賃金構造基本統計調査の結果により年370万円程度と定め、最高裁判所事務総局・家庭裁判月報第55巻第7号155頁以下の標準的算定方式により、最初に未成年の監護費用分担金の支払いを求める調停の申し立てがされた時から未成年者が満20歳または18歳に達するまでの養育費が定められた。

養育費の支給終期年齢をフィリピン法で成人の 18 歳にするか日本法で 20 歳にするかは、裁判官によって判断が異なる。成人年齢が 18 歳に引き下げられたが、日本国籍のある子の場合には 20 歳まで、日本国籍取得の届出手続き中の場合には 18歳となることが多い。昨年度は 18歳までが 3 件、20歳までが 5 件だった(表 21)。 1 件は大学卒業まで支払うとした。

11 件中 2 件は養育費の一括送金で、金額は 1,830,000 円、500,000 円だった(表 20)。

養育費の送金額は月額 5,000 円が 1 人、10,000 円が 1 人、20,000 円が 2 人、30,000 円が 2 人、35,000 円が 1 人、40,000 円が 1 人、60,000 円が 1 人であった(表 23)。

現在、記録上は92件について父親からの養育費の送金中で、金額は一人あたり2,000~100,000円とケース・バイ・ケースである。但し、長期に渡って送金が途絶えているケースも多く、実際に送金のあるケースは35件前後で父親によるJFCの支援は必ずしも順調ではない。

民事施行法とハーグ条約実施法が改正され、2020 年 4 月 1 日から施行され、養育費を払わない父に対しての財産差し押さえの強制執行がしやすい環境となったため、支払能力があるにもかかわらず、養育費を滞納しているケースに関してはこの手続きを行う。

表 20 養育費の送金状況

	任意	弁護士受任	
全	110	143	
2022	0	11	
合計	253		

表 21 養育費送金終期

	件数
18才	3
20 才	5
大学卒業迄	1
合計	9

表 22 養育費一括払 (2件)

一括払金額	内容
500,000円	18 歳になるまで
	2年間分月額約2
	万計算
1,830,000円	20 歳になるま
	で月3円+これ
	までの未払い分

表 23 養育費送金額(月額)

月額	人
5,000円	1人
10,000円	1人
20,000円	2人
30,000円	2 人
35,000円	1人
40,000円	1人
60,000円	1人
合計	9人

7 在留特別許可(表 24、表 25)

(1)在留資格を有しないなど、退去強制事由(入管法 24条)に該当する外国人は退去強制手続に付された上、強制送還(退去強制令書発付処分)されるのが原則である。しかし日本人と婚姻関係にある、日本人との間にもうけた子を養育している、などの事情により「法務大臣が特に在留を許可すべき事情があると認めるとき」には、在留特別許可が与えられる。例外的・恩恵的な制度とされているが、2021年1年間の法務大臣への異議申立(10,126件)に対する裁決件数件のうち、在留特別許可件数は8,793件であり、約83.87%(2020年度は62.41%)が在留特別許可を認められている。(出入国管理統計年報<2021年度版>法務大臣官房司法法制部編)

- (2) 東京事務所で受理する在日ケースの中には、母子のいずれかまたは母子ともに在留資格を有しないケースもある。そのうち、子どもが日本国籍を有するケース、成人している JFC が日本人父の認知を得ているケースなどは、在留特別許可の手続を行っている。これまでの在留特別許可申請件数は 69 件であり、その内訳及びすでに在留特別許可を得た件数は表 19 の通りである。なお、69 件のうち 3 件は、子の日本国籍と母の婚姻の 2 つの要因があるケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。また別の 1 件は、JFC の姉妹のうち一人が日本人父から出生後認知を受け、もう 1 人が胎児認知を受けて日本国籍を有するケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。さらにもう 1 件は、母親と離れて児童養護施設で生活する JFC が日本人父から認知され、母は別の日本人男性と婚姻したケースであり、JFC とその母親とで在留特別許可の根拠が異なると見られるため、両方の類型にカウントした。さらに 3 件は子どもの認知と両親の婚姻の 2 つの要因があるためそれぞれにカウントしている。
- (3) これまで、64 件について在留特別許可が出ている。昨年度許可されたのは1件である。パキスタン男性と婚姻し定住者の在留資格を持っていたが、夫と別居中に在留資格の延長が不許可となり、その後退去強制令書が発付された。退去強制令書取消訴訟をしたが敗訴し、夫と一時よりを戻したが、夫からのDVで子どもを連れて逃げシェルターに保護された。その間、日本国籍を持つ未成年のJFCが来日し、同居を開始した。その後、定住者の在留資格を持っていたパキスタン人元夫との間に娘の定住者の在留資格延長も不許可となる。その後、母が日本人男性との間の子どもを産み、父が胎児認知をし、子は日本国籍を取得、母とパキスタン人元夫との間の娘に在留特別許可が付与された。
- (4) 入管に出頭後、在留特別許可を得るまでの期間は 1 年未満に出ているケースが 20 件で最も 多い (表 25)。

表 24 在留特別許可申出ケース 66件(61件)

	許可		不明
	総数	昨年	
子が日本国籍を有するケース	24	1	1
子が日本人父の認知を得ているケース	39		1
婚姻ケース	12	0	
外国人家族	3	0	

注:()内は許可件数

表 25 入管出頭後、 在特許可までに要した期間

期間	件
~1年未満	21
1年以上2年未満	13
2年以上3年未満	16
3年以上4年未満	3
4年以上	7
不明	3

8 訴訟ケース (表 26)

(1) これまで、JFC のケースで調停・訴訟などなんらかの形で裁判所の手続を行ったケースは839 件あった。事件の類型及び手続の種類(調停または訴訟)、解決状況等は表26の通りである。これらのうち母子がフィリピンに在住しながら裁判手続を提起したケースは477 件(56.85%)である。弁護士が受任し現在進行中のケースは140 件であり、うち117 件(83.57%)は母子が在比のケースである。

表 26 裁判手続き提起・解決状況

内容			継続中	判決/和解/調停成立
夫婦関係調整		調停	0	2
離婚		調停	0	36
		訴訟	1	14
♦□ 14c .⇒ 11c.,,,,,,		調停	0	11
親権者指定		訴訟	0	2
	하나 나다. from 수 나 가는 그가		0	1
	離婚無効確認	訴訟	0	7
	=11.6n	調停	97	161
認	認知	訴訟	9	90
知	強制認知(前夫と嫡出推定が働く)	調停	7	21
	死後認知	訴訟	6	32
	死後認知3年経過	訴訟	1	0
	遺産相続	調停	4	12
遺産相続放棄			0	4
			4	20
	親子関係不存在確認	訴訟	0	5
養育費		調停	90	115
		審判	9	16
子どもの引き渡し		調停	0	5
		訴訟	0	2
親権者変更		調停	0	2
差押請求		調停	2	0
面会交流		調停	2	2
慰謝料請求		訴訟	1	2
婚姻費用		調停	1	3
戸籍記載事項訂正		調停	1	1
		合計	232	566

注:1ケースで2つ以上の事件を抱えるケースがある。